

令和 4 年度

市町村民税
県民税

特別徴収のしおり

大崎町

———— 目 次 ———

- 1 特別徴収事務の取扱いについて
- 2 市町村民税・県民税の計算のしかた
- 3 令和4年度から実施される市町村民税・県民税の税制改正
- 4 納入書等の取扱いについて
- 5 納税者が退職その他異動したときの手続き等
- 6 同 上 記 載 心 得

— 送 付 し た 関 係 書 類 —

- 1 特別徴収義務者指定ならびに特別徴収税額の通知書
- 2 令和4年度 市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書
(特別徴収義務者用)
- 3 同 上
(納 税 義 務 者 用)
- 4 特 別 徴 収 納 入 書
- 5 給与支払報告及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書

こ の 特 別 徴 収 に つ い て の お 問 合 せ は

大崎町役場税務課へ

〒 899-7305

曾於郡大崎町仮宿1029

T E L 099(476)1111

1. 特別徴収事務の取扱いについて

市町村民税・県民税（以下「住民税」という。）の特別徴収につきましては、深いご理解とご協力を賜わりお蔭様で例年順調に所期の成果を収めておりますことをここにご報告申しあげ厚くお礼申しあげます。

さて、本年度分の住民税の特別徴収税額通知書等を別紙のとおりお送りします。つきましては、ご多忙中なにかと事務にご負担をおかけすることになりますが、今後とも一層のご協力を賜わりたく、下記事項等にご留意のうえ特別徴収についてよろしくお願ひいたします。

(1) 住民税の特別徴収制度

納税の便宜を図るため、地方税法及び市町村税条例の規定によって、特別徴収義務者が、6月から翌年5月まで12ヶ月に分割した特別徴収税額を毎月の給料支払いの際差引いで一括納入していただく制度をいいます。（地方税法第41条、地方税法第321条の3）

(2) 特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村において給与の支払をする者を含む。）で、所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を、住民税の特別徴収義務者に指定します。（地方税法第321条の4）したがいまして、特別徴収義務者は、給与の支払をする際、市町村から送付された税額通知書による毎月の定められた税額を差引いて、それを定められた期限までに市町村に納入する義務があります。（地方税法第321条の5）

(3) 特別徴収義務者指定番号

表紙に記載された指定番号は、地方税法第321条の4第1項及び第328条の5第1項の規定による住民税特別徴収義務者指定番号です。今後市町村へ提出される特別徴収関係書類又は照会には、必ずこの番号を明示してください。

(4) 特別徴収税額

6月以降毎月の給与から特別徴収していただく月割税額は、特別徴収義務者の指定と税額の通知のとおりです。そして、その内容は別紙明細書のとおりです。7月以降については、変更の通知がない限り毎月同じ額を差引いて納入してください。（地方税法第321条の5第1項）

(5) 納入期限

毎月差引いた税額は、その翌月の10日（10日が土曜、日曜、祭日等の休日のときはこれらの日の翌日）までに納入していただきます。（地方税法第321条の5第1項）

(6) 納入場所

もよりの郵便局又は取扱金融機関で納入してください。（地方税法第321条の5第4項）

(7) 納税義務者に異動があった場合

ア 退職、転職、死亡等により、給与の支払いがないため税額の徴収ができなくなったときは、その事由が発生した翌月の10日までに、特別徴収に係る給与所得者異動届出書（別添）を必ず提出してください。（地方税法第321条の5第3項）

イ 上記届出書は、1人別に作成提出していただかねばなりませんが、詳細は14頁の記載心得をご覧ください。届出書の用紙は予め同封しましたが、不足の場合は市町村へ請求してください。

ウ 退職などによって、その後の給与の支払いがないときは、退職などの事由が発生した月の翌月以降の月割額は、特別徴収の義務は負わなくてよいことになります。ただし、その事由が6月1日から12月31までの間に発生し、かつ、上記アによる特別徴収に係る給与所得者異動届出書によって、本人の申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30までの間に発生した場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等から徴収し、翌月10日までに納入していただくことになっておりますから納税義務の方へご指導のうえよろしくお願いします。（地方税法第321条の5第2項）

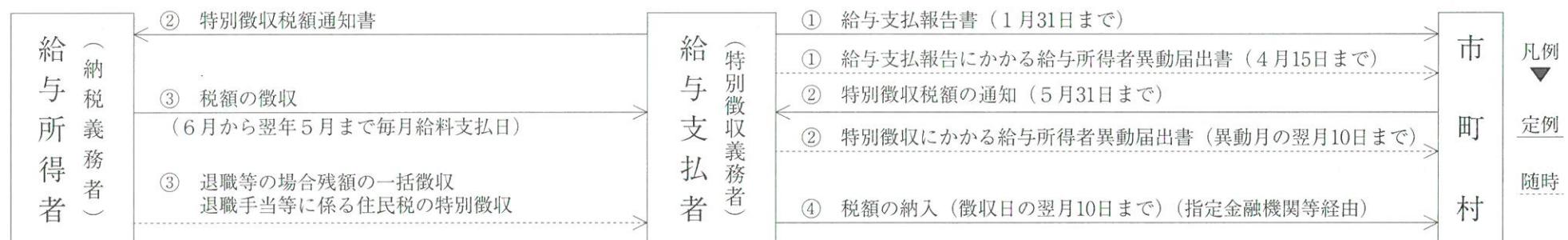
(8) 退職手当等に係る住民税の特別徴収

- ア 退職手当等に係る住民税は、退職手当等から特別徴収し、翌月10日までに、一般分と合わせて納入してください。(地方税法第328条の5第2項)
イ 納入書は、一般分と同じ用紙ですが、その退職欄に区分し、一般分との合計を合計欄に記載してください。
ウ 退職金等に係る住民税の納入申告書は、納入書用紙裏面に印刷してありますから該当欄にそれぞれ記入し、税金納入の際提出していただくしくみになっております。
(地方税法第328条の5第2項) (地方税法第50条の5)

(9) 給与支払報告書

- ア 特別徴収義務者は、毎年1月1日現在給与をうけている者に係る給与支払報告書を、1月31日までに市町村長に提出しなければなりません。(地方税法第317条の6第1項)
イ 上記によって給与支払報告書を提出後4月1日現在で、給与の支払を受けなくなった納税義務者があったら、4月15日までに給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書を提出しなければなりません。(地方税法第317条の6第2項)
ウ 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書の様式は、本簿冊末尾綴込のとおりです。この届出書も給与所得者1人別に作成提出していただかねばなりません。
用紙は予め同封しましたが不足の場合は、市町村に請求してください。

(参考) 特別徴収納税のしくみ



退職者についての留意事項

令和4年6月に退職される方から、翌月以降の月割額を一括納付したい旨の申し出があった場合には、6月に一括徴収することになります。

令和4年度の個人住民税の特別徴収については、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。なお、令和4年度個人住民税の特別徴収の方法等について不明な点がありましたら大崎町役場税務課へお問合せください。

2. 市町村民税・県民税の計算のしかた

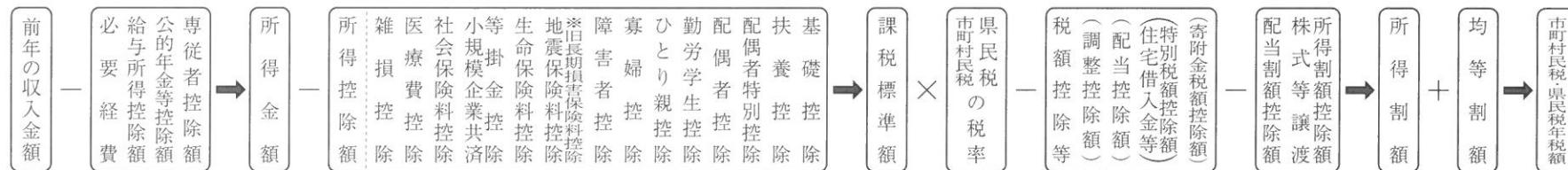
◎ 一般給与所得の場合

税額の計算方法

ア 市町村民税年税額 = (支払給与の総額 - 給与所得控除額 - 所得控除額) × 市町村民税税率 - 税額控除額 + 均等割額(3,500円)

イ 県民税年税額 = (ク - ク - ク) × 県民税税率 - ク + ク (2,000円)

ウ 住民税年税額 = ア 市町村民税年税額 + イ 県民税年税額



(1) 所得控除額の項目及び金額

① 雑損控除額……災害や盗難等により住宅や家財に損害を受けた場合、次のア、イのいずれか高い方の金額

ア (損害金額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等の10%

イ 実質損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

② 医療費控除額（最高限度額200万円）

(支払った医療費の金額 - 保険金等で補てんされる金額) - (10万円又は「総所得金額等の合計額×5%」のいずれか低い方の金額)

③ 社会保険料控除額……支払った社会保険料（健康保険や年金等に係る保険料、国民健康保険税、介護保険料等）の合計額

④ 小規模企業共済等掛金控除額……支払った共済掛金の額

⑤ 生命保険料控除額……支払った生命保険料に応じた金額

ア 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に関する生命保険料控除

新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料、介護医療保険料控除、個人年金保険料のそれぞれの適用限度額については28,000円となります。

(単位：円)

区分	支払額	控除額
1. 生命保険料(A)	~12,000	(A)の金額
	12,001~32,000	(A)×1/2+6,000
	32,001~56,000	(A)×1/4+14,000
	56,001~	一律に28,000
2. 介護医療保険料(B)	1に同じ	
3. 個人年金保険料(C)	1に同じ	

(A)、(B)、(C)あわせて最高限度額 70,000円

イ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に関する生命保険料控除

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除が適用されます。

⑥ 地震保険料控除額……支払った地震保険料に応じた金額
(単位：円)

区分	支 払 額	控 除 額
1. 地震保険料	支払った地震保険料の1/2 (最高25,000)	
2. 旧長期損害保険料(A) (平成18年12月31日までに 締結したもの)	~ 5,000	(A)の金額
	5,001~15,000	(A)×1/2+2,500
	15,001~	一律に10,000
1と2が両方ある場合	1と2で計算した金額の合計 (最高25,000)	
控除を受けるには、申告の際、保険会社が発行する地震保険料控除額証明を添付する必要があります。		

※ 平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）には、従前の損害保険料控除が適用されます。(短期損害保険料控除は廃止になりました。)

※ 一つの損害保険契約のなかに地震保険と旧長期損害保険とが含まれている場合は、地震保険料控除か旧長期損害保険料控除のいずれか一方を選択することになります。

人的控除

控除の種類			控除額
⑦ 障害者控除	一般の障害者	26万円	
	特別障害者	30万円	
	同居特別障害者	53万円	
⑧ 寡婦控除	26万円		
⑨ ひとり親控除	30万円		
⑩ 勤労学生控除	26万円		
⑪ 配偶者控除	一般の控除対象配偶者	33万円	
	老人控除対象配偶者 70歳以上(昭和27年1月1日以前に生まれた人)	38万円	
⑬ 扶養控除	一般の扶養親族	33万円	
	特定扶養親族 19歳以上23歳未満(平成11年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた人)	45万円	
	老人扶養親族	38万円	
	同居老親等以外の者	45万円	
⑭ 基礎控除	43万円		

⑪配偶者控除、⑫配偶者特別控除……納税者本人および配偶者の合計所得金額に応じた金額

⑬基礎控除……合計所得金額が2400万円を超える場合は、その金額に応じて29万円、15万円、適用無しに遞減

(2) 税率

⑮ 所得割

課税所得金額	市町村民税	県民税	合 計
一律	6%	4%	10%

(3) 税額控除額

⑯-1 調整控除額（人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置）

所得割の納税義務者の合計課税所得金額に応じ、次に掲げる金額を所得割の額から控除する。

合 計 課 税 所 得 金 額	200 万 円 以 下	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市町村民税3%，県民税2%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額
	200 万 円 超	①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市町村民税3%，県民税2%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 ※ただし、下限2,500円

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	普通 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 10万円		特定 18万円
	同居特別 22万円		老人 10万円
寡婦控除	1万円		同居老親等 13万円
ひとり親控除	父 1万円	配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満 5万円
	母 5万円		配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満 3万円
勤労学生控除	1万円		
配偶者控除	一般 5万円	基礎控除	
	老人 10万円		5万円

(4) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

⑯ 市町村民税は、配当割額又は株式等譲渡所得割額に3/5を乗じた額
県民税は、配当割額又は株式等譲渡所得割額に2/5を乗じた額

平成27年度から実施される市町村民税・県民税の税制改正

ア. 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%軽減税率の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は20%の本則税率となります。

イ. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当及び譲渡所得等の非課税措置の創設

平成27年以前は年間100万円、以降令和5年までの間に年間120万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税となります。

(5) 均等割額

⑰ 市町村民税 3,500円
県民税 2,000円 （県民税均等割額のうち500円は、森林の公益的機能の維持・増進を目的としたみんなの森づくり県民税相当額の超過課税分です。）

◎ 退職所得の場合 分離課税

(1) 退職所得に係る所得割の税額の計算方法

$$\text{税額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{所得割の税率}$$

(2) 退職所得控除額

勤続年数 20年以下の場合	40万円	×	勤続年数（80万円に満たない場合80万円）	障害退職の場合は、 左記の額に 100万円 を加算した額
～ 20年をこえる場合	800万円	+	70万円 × (勤続年数 - 20年)	

(3) 税額の算出

退職手当等に対する市町村民税・県民税は、その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した額をもとに算出します。その計算方法は「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引（平成28年1月1日以降適用）」を参考にしてください。

⑯-2 配当控除額

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	県民税	市町村民税	県民税	市町村民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

⑯-3 住宅借入金等特別税額控除

住民税からの住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について

所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除することができます。

「平成21年から令和3年まで」に入居しており、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けている方で、所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった方が対象者です。

⑯-4 寄附金税額控除

平成21年度から、住民税からの寄附金控除の計算方法が変わり、所得控除（総所得金額等からの控除）から税額控除（税額からの控除）となっています。

鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の合計額が2千円を超える場合、控除の対象となります。

※ 他に外国税額控除があります。

3. 令和4年度 市町村民税・県民税の税制改正

◎住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除における控除期間が10年間から13年間へ延長となる特例措置について、特定の期間に契約した場合、その入居の期限が令和4年12月までに延長されます。

今回延長された令和3年1月から令和4年12月までの期間については、床面積40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅も対象となります。ただし、合計所得金額が1,000万円以下である場合に限ります。

居住開始年月日	控除期間	条件（※今回の特例に関するもの）
平成26年1月1日から 令和元年9月30日	10年	<ul style="list-style-type: none">● 床面積が50平方メートル以上
令和元年10月1日から 令和2年12月31日	13年	<ul style="list-style-type: none">● 消費税率10%が適用となる住宅の取得等をした場合● 床面積が50平方メートル以上
令和3年1月1日から 令和4年12月31日	13年	<ul style="list-style-type: none">● 消費税率10%が適用となる住宅の取得等をした場合● 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に契約した注文住宅、もしくは、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約した分譲住宅● 合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積40平方メートル以上。 それ以外の場合は、床面積50平方メートル以上

◎退職所得課税の適正化

役員等（※）以外の人で、勤続年数5年以下の方は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされます。

※法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

4. 納入書等の取扱いについて

市町村税収納事務を電算処理しておりますので、市町村民税及び県民税特別徴収の納入書は O. C. R (光学文字読み取り装置) 用の納入書により取り扱っております。したがいまして、納入書の取り扱いについては、次の点に十分ご配慮くださいますようお願いします。

(1) 納入書の書き方

6月分から5月分までの納入書には、貴社（所）の納入すべき税額を「納入金額(1)」欄に印字してお送りいたしますので、次の点にご留意ください。

なお、「納入金額(1)」欄に「*」が印字されている場合は、(1)③に準じてお取り扱いください。

① 納入金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合

納入書等の「納入金額(1)」欄に税額が印字してありますので、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄には、納入金額を記入しないでください。

② 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と異なる場合

ア. 退職所得にかかる税額がない場合

納入書等の「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。

イ. 退職所得にかかる税額を併せて納入する場合

納入書等の「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得にかかる納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得にかかる納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。

ウ. 退職所得にかかる税額のみを納入する場合

納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書等）を使用し、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄と「合計額」欄に納入金額を記入してください。

エ. イ及びウに該当する場合は、裏面の納入申込書に所要事項を必ず記入してください。

③ 紳入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書等）を使用される場合

記入誤り、延滞金、退職所得にかかる税額のみを納入する場合等に使用します。納入書等の「納入金額(1)」欄は、「*」を印字してありますので、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に納入金額を記入し、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。

また、所定の箇所に、年月分及び納期限を記入してください。

(2) 紳入書記入上の留意点

① 黒の水性ボールペンで記入してください。

② 紳入済通知書は折ったり、汚したりしないでください。

③ 数字を記入する場合は、枠から出ないよう中央に記入し、文字は続けて書かないようにしてください。

④ 「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に記入すべき金額がない場合、当該欄に「0」は記入しないでください。

⑤ (1)①については特に留意してください。

記入例

(1) 納入金額が納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合

納入済通知書等には何も記入せず、そのまま納めてください。

鹿児島県○○町		町県民税 特別徴収	領收証書	公
市区町村コード		口座番号	加入者名	
4 6 0 1 2 3		01090-0-960123	○○町会計管理者	
月別 令和 4 年 8 月分		指定番号 123	納入金額(1) □ 211,000	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。		給与分 (一括徴収) (分金未申入)	億千百十 万千百十 円	
納期限 令和 4 年 9 月 10 日			退職所得分	
		延滞金		
		督促手数料		
		合計額		
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称			領收日付印	
		様		
上記のとおり領收しました				
(納入者保険)				

鹿児島県○○町		町民税 特別徴収	納入書	公	振替の請求 に使用する欄	私出用座番号	私出請求人					
市区町村コード		口座番号		加入者名								
4 6 0 1 2 3		01090-0-960123		○○町会計管理者								
月別 令和 4 年 8 月分		指定番号		納入金額(1) ↓ 123 211,000								
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。		納入金額 (1) (2)	給与分 (一括収取 (分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納期限 令和 4 年 9 月 10 日			退職 所得分									
日 計			延滞金									
			督促 手数料									
			合計額									
(特別徴収義務者)												
住所		領 取										
又は		日 付										
所在地		印										
氏名		納										
又は												
名称												

鹿児島県○○町		町県民税 特別徴収	納入済通知書		公	
市区町村コード		口座番号	加入者名			
4 6 0 1 2 3		01090-0-960123	○○町会計管理者			
11040801		000001230000110000012345678				
月別 令和 4年	月分 8	指定番号	納入金額(1)	円 211,000		
460123			億千百十 万千百十 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。						
納期限	令和4年9月10日	(2)	給与分 一括徴収 (分を含む)			
取りまとめ局 △△貯金事務センター (〒123-4567)		納入金	退職所得 分得			
		延滞金	督促手数料			
		合計額				
領 取 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称					納

上記のとおり通知します。(受付局・店・取りまとめ局・店・鹿児島県○○町)(○○町役場)

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

この納入金額(2)には何も
記入しないでください。

記入例

(2) ア. 納入金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と異なる場合(退職所得にかかる税額がない場合)

「納入金額(1)」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。

☆ 2本線で抹消する。

<p>鹿児島県○○町 町県民税特別徴収 領収証書(公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>4 6 0 1 2 3</td> <td>01090-0-960123</td> <td>○○町会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">月別 指定期間</td> <td>納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (2) 合計額 上記のとおり領収しました。 </td> <td>185000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 領 取 日 付 印 様 </td> <td>領 取 日 付 印 納</td> </tr> </table> <p>(納入者保管)</p>	市区町村コード	口座番号	加入者名	4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者	月別 指定期間		納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日			(2) 合計額 上記のとおり領収しました。		185000	(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称			領 取 日 付 印 様		領 取 日 付 印 納	<p>鹿児島県○○町 町県民税特別徴収 納入書(公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>4 6 0 1 2 3</td> <td>01090-0-960123</td> <td>○○町会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">月別 指定期間</td> <td>納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (2) 合計額 上記のとおり納入します。 </td> <td>185000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上記のとおり承認します。 「福振第999号承認」 (金融機関保管) </td> <td>納</td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者	月別 指定期間		納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日			(2) 合計額 上記のとおり納入します。		185000	(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称			上記のとおり承認します。 「福振第999号承認」 (金融機関保管)		納	<p>鹿児島県○○町 町県民税特別徴収 納入済通知書(公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>4 6 0 1 2 3</td> <td>01090-0-960123</td> <td>○○町会計管理者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">月別 月分 指定期間</td> <td>納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 460123 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (2) 合計額 △△貯金事務センター(〒123-4567) </td> <td>185000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上記のとおり通知します。(受付局・店→取りまとめ局・店→鹿児島県○○町)(○○町保管) </td> <td>納</td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者	月別 月分 指定期間		納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000	460123 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日			(2) 合計額 △△貯金事務センター(〒123-4567)		185000	(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称			上記のとおり通知します。(受付局・店→取りまとめ局・店→鹿児島県○○町)(○○町保管)		納
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																															
4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者																																																															
月別 指定期間		納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000																																																															
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日																																																																	
(2) 合計額 上記のとおり領収しました。		185000																																																															
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称																																																																	
領 取 日 付 印 様		領 取 日 付 印 納																																																															
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																															
4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者																																																															
月別 指定期間		納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000																																																															
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日																																																																	
(2) 合計額 上記のとおり納入します。		185000																																																															
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称																																																																	
上記のとおり承認します。 「福振第999号承認」 (金融機関保管)		納																																																															
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																															
4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者																																																															
月別 月分 指定期間		納入金額(1) 円 令和 4年 8月分 123 211,000																																																															
460123 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和 4年 9月 10日																																																																	
(2) 合計額 △△貯金事務センター(〒123-4567)		185000																																																															
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称																																																																	
上記のとおり通知します。(受付局・店→取りまとめ局・店→鹿児島県○○町)(○○町保管)		納																																																															

**納入金額(2)の記入箇所
(「給与分」欄,「合計額」欄)**

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

記入例

イ. 納入金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と異なる場合（退職所得にかかる税額を併せて納入する場合）

納入書等の「納入金額(1)」欄を必ず2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得にかかる納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得にかかる納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。

なお、退職所得にかかる税額のみを納入する場合は、納入すべき税額が印字されていない納入書（後ろの2枚）を使用してください。（記入例(3)を参照してください。）

鹿児島県○○町 町県民税特別徴収 領収証書(公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者
月別 指定番号 納入金額(1) 円 令和4年8月分 123 211,000		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和4年9月10日 (2) 合計額 185000		
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 上記のとおり領収しました。 (納入者保管)		

鹿児島県○○町 町県民税納入書(公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者
月別 指定番号 納入金額(1) 円 令和4年8月分 123 211,000		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和4年9月10日 (2) 合計額 185000		
上記のとおり納入します。 「福振第999号承認」 (金融機関保管)		

鹿児島県○○町 町県民税納入済通知書(公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
4 6 0 1 2 3	01090-0-960123	○○町会計管理者
月別 月分 指定番号 納入金額(1) 円 令和4年 8 123 211,000		
460123 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。 納期限 令和4年9月10日 (2) 合計額 185000		
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 上記のとおり通知します。(受付局・店→取りまとめ局・店→鹿児島県○○町)(○○町保管)		

納入金額(2)の記入箇所
 (「給与分」欄、「退職所得分」欄、「合計額」欄)

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

記入例

(3) 納入すべき税額が印字されていない納入書(予備の納入書等)を使われる場合

記入誤りや延滞金のみ、退職所得にかかる税額のみを納入する場所等に使用してください。

納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に納入金額を記入し、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。また所定の箇所に、年月分及び納期限を記入してください。

鹿児島県○○町		町県民税 特別徴収	領 収 証 書 公
市区町村コード		口 座 番 号	加 入 者 名
4 6 0 1 2 3		01090-0-960123	○○町会計管理者
月別 令和 4 年 8 月分		指 定 番 号 123	納 入 金 額(1) 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入して 下さい。		納 入 金 額 (1)	給 与 分 <small>(一括収 一分を含む)</small> 1 8 5 0 0 0
		退 職 所 得 分 金	
		延 滞 金	
納 期 限 令和 4 年 9 月 10 日		督 促 手 数 料 (2)	
		合 计 額	1 8 5 0 0 0
(特別徴 収義務者) 住 所 <small>〒</small> 又は 所 在 地 氏 名 <small>又は</small> 名 称		領 収 日 付 印	様
上記のとおり領収しました。			
(納入者保管)			

鹿児島県〇〇町		町県民税 特別徴収	納入書	公	振替の請求 に使用する権	払出印番号	払出請求印
市区町村コード		口座番号		加入者名			
4 6 0 1 2 3		01090-0-960123		〇〇町会計管理者			
月別 令和 4年 8月分		指定宛番号		納入金額(1) 円			
		123		185000			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。		給与分 (括弧内 分を含む)		億	千	百	十
		納入金額		万	千	百	十
		退職所得分		円			
		延滞金					
		督促手数料					
納期限 令和 4年 9月 10日		(2)	合計額	1	8	5	0
※ 日計				0	0	0	0
(特別徴収義務者)							
住所	〒						
又は 所在地							
氏名 又は 名称							
				領 取 日 付 印			
上記のとおり納入します。				「福岡第999号承認」			
				(金融機関印)			

鹿児島県○○町		町県民税 特別徴収	納入済通知書	公
市区町村コード		口座番号	加入者名	
4 6 0 1 2 3		01090-0-960123	○○町会計管理者	
11040801000001230000110000012345678		指定期番号	納入金額(1) 円	
月別 令和 4年	月分 8		1 2 3	
460123		納入金額	億千百十 万千百十 円	
<p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。</p> <p>納期限 令和 4 年 9 月 10 日</p> <p>取りまとめ局 △△貯金事務センター (=123-4567)</p>				
領 取 日 付 印	<p>(特別徴収義務者)</p> <p>住 所 <input type="text"/> 又は 所在地</p> <p>氏 名 <input type="text"/> 又は 名 称</p> <p style="text-align: right;">納</p>			
上記のとおり通知します。(受付局・店→取りまとめ局・店→鹿児島県○○町)(○○町保管)				

記入箇所
（「年・月分」欄、「納期限」欄及び「納入金額(2)」欄など）

記入例

◎退職所得にかかる税額を納入する場合

次のとおり裏面にも記入してください。

退職所得分 県民税 納入申告書						
○○町長殿						
令和 年 月 日提出		令和 4 年 8 月分	人員	1人		
退職手当等支払金額		千 位	百 位	十 位	万 位	千 百 十 位 円
		8	1	0	0	0 0 0 0
特別徴収税額	町民税			1	3	5 0 0
	県民税			9	0	0 0 0
(特別徴収義務者)						
住所又は所在地 〒						
氏名又は名 称		印				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。						
(1) 退職者の内訳			(2) 退職者の内訳			
1月1日 の住 所		1月1日 の住 所				
氏 名		勤続年数	年 か月	氏 名		勤続年数
就職年 月 日	・	退職年 月 日	・	就職年 月 日	・	退職年 月 日
退職金額		円	退職金額		円	
町民税	円	県民税	円	町民税	円	県民税

◀ 納入申告書について

- (1) この申告書は、退職所得に対する町民税・県民税を納入する際に使用する申告書ですから、退職手当等の支払があった月のみ記入してください。
- (2) 納入申告書の各欄は、次により記入してください。
 - ア. 「年 月 分」…退職手当等から町・県民税を特別徴収した年と月を記入してください。
 - イ. 「人 員」…退職手当等を支払った人の数を記入してください。
 - ウ. 「退職手当等支払金額」…支払った退職手当等の総支払金額を記入してください。
 - エ. 「特別徴収税額」…算出した町・県民税額をそれぞれ記入してください。
- (3) 退職者の内訳を記入してください。
退職者の内訳欄が不足する場合は予備の納入書を利用し、「予備の納入書」は直接 ○○ 町役場 税務課までお送りください。(事業所独自の内訳書でもかまいません。)

表記の「納入済通知書」は直接機械に読み取らせてますので、汚したり折りまたりしないでください。

(標準字体)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

5. 納税者が退職その他異動したときの手続き等

異動があった場合は、翌月10日までに別紙の届出書を必ず大崎町役場税務課に提出してください。

- 作成に当っては次頁の記載心得をよくご覧ください。
- 届出書は、複写し、薄い方を控とし厚い方を提出してください。
- 届出書用紙不足の場合は大崎町役場税務課へご連絡ください。

6. 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和5年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括の徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 兩年度
-----	--------	--------	--------

令和 年 月 日 提出			給与支払義務者	所在地	フリガナ						特別徴収義務者指定期番号	宛名番号		
				氏名又は名称							担当者	所属		
				個人番号 又は法人番号							当絡者先	氏名		
											電話	内線()		
											←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めて記載			
給与所得者	フリガナ				(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額		(ア)未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名					月から	月から	年	1. 退職	1. 特別徴収継続				
	生年月日	年 月 日				月まで	月まで	月	2. 転勤	2. 一括徴収				
	個人番号							日	3. 休職・長欠勤	3. 普通徴収 (本人納付)				
	受給者番号								4. 死亡					
	1月1日現在の住所								5. 支払少額・不定期					
異動後の住所				円	円	円	6. 合併・解散							
							7. その他の 事由・理由							

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額_____円を	
新規(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定期番号	新規	法人番号	所在地	担当者連絡先	所属	月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。				
					氏名		受給者番号				
					電話	内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入	1. 必要	2. 不要	

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	徴収予定期額 (上記(ウ)と同額)	月 日	円		

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため								

提出用

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

令和 年 月 日 提出		殿	給与支払義務者	所 在 地								年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
					フリガナ	氏名又は名称							特別徴収義務者指定期番号	宛名番号	所属	氏名
					個人番号 又は法人番号						←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載			内線()		
給与所得者	フリガナ				(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額		(ア)未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日 右から番号を記入	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
	氏名												1. 退職		1. 特別徴収継続	
	生年月日	年 月 日											2. 転勤		2. 一括徴収	
	個人番号	：	：	：		：	：	：	：		：	：	3. 休職・長欠勤		3. 普通徴収 (本人納付)	
	受給者番号					月から	月まで	年	月		日	死	亡	1. 必要	2. 不要	
	1月1日現在の住所					月まで	月まで	右から番号を記入	月		日	支払少額・不定期	合併・解散	※市町村記入欄		
異動後の住所				円	円	円	円	円	その他の事由・理由							

1. 特別徴収継続の場合											
新規 特別徴収義務者 勤務先	特別徴収義務者指定期番号	(新規)		法人番号						新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所 在 地	〒		担当者連絡先	所属						月分(翌月10日納入期限分)から
	フリガナ				氏名						徴収し、納入するよう連絡済みです。
	氏名又は名称				電話	内線()					受給者番号
									納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合											
理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					月 日	円				

3. 普通徴収の場合											
理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため					※市町村記入欄					
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										
	3. 死亡による退職であるため										